

LGBT等の性的少数者に関する現在の状況及び本市の取組について

1 LGBT等の性的少数者に関する現在の状況について

(1) LGBT等の性的少数者について

- LGBT等の性的少数者（以下「性的少数者」という。）については、徐々に認知されつつあるものの、まだ社会の理解が低く、学校や会社、医療や公共サービスなどの様々な場面で偏見や差別にさらされ、当事者自身が精神的な苦痛を受けるだけでなく、社会参加が困難な状況となっている。
- 平成30年11月に実施した「人権に関する市民意識調査」（別紙1参照）では、「性的少数者に関わる問題」について関心がある人の割合は17.6%だった。若年層の関心が高い。
- また、「性的少数者に関して、現在、どのような人権問題が起きていると思うか」については、「差別的な言動をされること」の割合が最も高く55.1%、次いで、「職場、学校等で嫌がらせやいじめを受けること」の割合が54.3%、「就職、職場で不利な扱いを受けること」の割合が42.3%だった。一方で、「分からない」の割合が16.6%、「特になし」が5.2%だった。

(2) 国の動向について

平成27年3月 「LGBTに関する課題を考える議員連盟」（通称：LGBT議連）が超党派により発足。

4月 文部科学省通知「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」

12月 民主党が平成28年の通常国会に「性的少数者などへの差別解消を推進する法案」を提出する方針を表明。

平成28年4月 文部科学省周知資料「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）」

5月 **自民党**

「性的指向・性同一性の多様性に関する理解増進法案」を取りまとめ（議案としては未提出）。

（法律案の概要）

性的指向などの多様性に関する国民の理解のために、国及び地方公共団体は、施策を策定し、実施する責務を負うこと、国は基本計画を策定することなどが規定されている。

民進党、共産党、社民党、生活の党と山本太郎となかまたち

「性的指向及び性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する法律（通称：LGBT差別解消法案）」を衆議院に提出したが、29年10月に衆議院解散により廃案となった。

（法律案の概要）

性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進のために、国及び地方公共団体が方針や計画を策定し、差別解消のための支援措置（相談・支援の体制整備、啓発活動など）を実施することや、行政機関や事業者による差別的取扱いの禁止などが規定されている。

平成30年12月 立憲民主党, 国民民主党, 共産党, 自由党, 社民党及び1会派

「性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する法律案」(通称: LGBT差別解消法案)を衆議院に提出し、閉会中審査が行われている。平成28年5月に提出したものと同様の内容である。

令和元年6月 自民党

性的指向・性自認に関する特命委員会が、「性的少数者(LGBT)理解増進法案」の条文化を進めるための「要綱」を了承した。要綱では「性的指向と性同一性の多様性を受け入れる寛容な社会の実現」を目的として、政府に基本計画の作成を義務付けている。

(3) 政令市のLGBT等の性的少数者に関する取組について

- 各種啓発事業(啓発講座やシンポジウムの開催, 啓発冊子の発行等)
- パートナーシップ制度(令和元年11月現在, 全国で27団体(うち政令市は7))
基本として同性カップルがパートナーシップ(互いを人生のパートナーとして, 日常生活において相互に協力し合うことを約束した関係)に関する宣誓を行い, 自治体が受領証・証明書を発行するもの(法的には婚姻と同様の効果はない)。
- 専門相談窓口の設置
性的少数者に関する専門相談窓口(電話相談, 面接相談)を自治体独自に設置するもの。委託先は, 市内の当事者団体, 支援団体, 弁護士会, 女性協会など。
- コミュニティスペースの設置
性的少数者が安心して過ごすことのできる居場所づくり。委託先は市内の当事者団体, 支援団体。

2 本市の性的少数者に関する取組について

(1) これまでの取組について

- 各種教育・啓発事業等 別紙2参照
- 平成30年度取組 別紙3参照
 - ・申請様式等における性別記載欄の全庁調査と見直し
 - ・職員向けのLGBTに関する手引きの作成
 - ・本市施設における多機能トイレの表示の見直し
- 令和元年度取組
 - ・市民向け啓発リーフレットの作成及び配布

(2) 今後の取組について

- 「人権文化推進計画」中間見直し案 別紙4参照

(参考) 企業・支援団体への聞き取り

平成30年度取組を進めるに当たって, 性的少数者の人権尊重に積極的に取り組んでいる企業や性的少数者の支援団体に聞き取りを行った(平成30年6月実施。別紙5参照)。